

議案第 73 号

公共施設等運営権の設定について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 19 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり温泉交流施設の公共施設等運営権を設定するものとする。

令和 6 年 11 月 28 日提出

長久手市長 佐藤有美

- 1 公共施設等の名称
温泉交流施設
- 2 公共施設等運営権者
長久手市前熊下田 170 番地 1
株式会社 G O Z A
- 3 公共施設等の立地
長久手市前熊下田 170 番地 1
- 4 公共施設等の規模及び配置
 - (1) 延床面積
3, 321 m²（屋内及び露天風呂屋根かかり部分）
 - (2) 配置
別図のとおり
- 5 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
 - (1) リニューアル業務
 - (2) 運営業務
 - (3) 維持管理業務

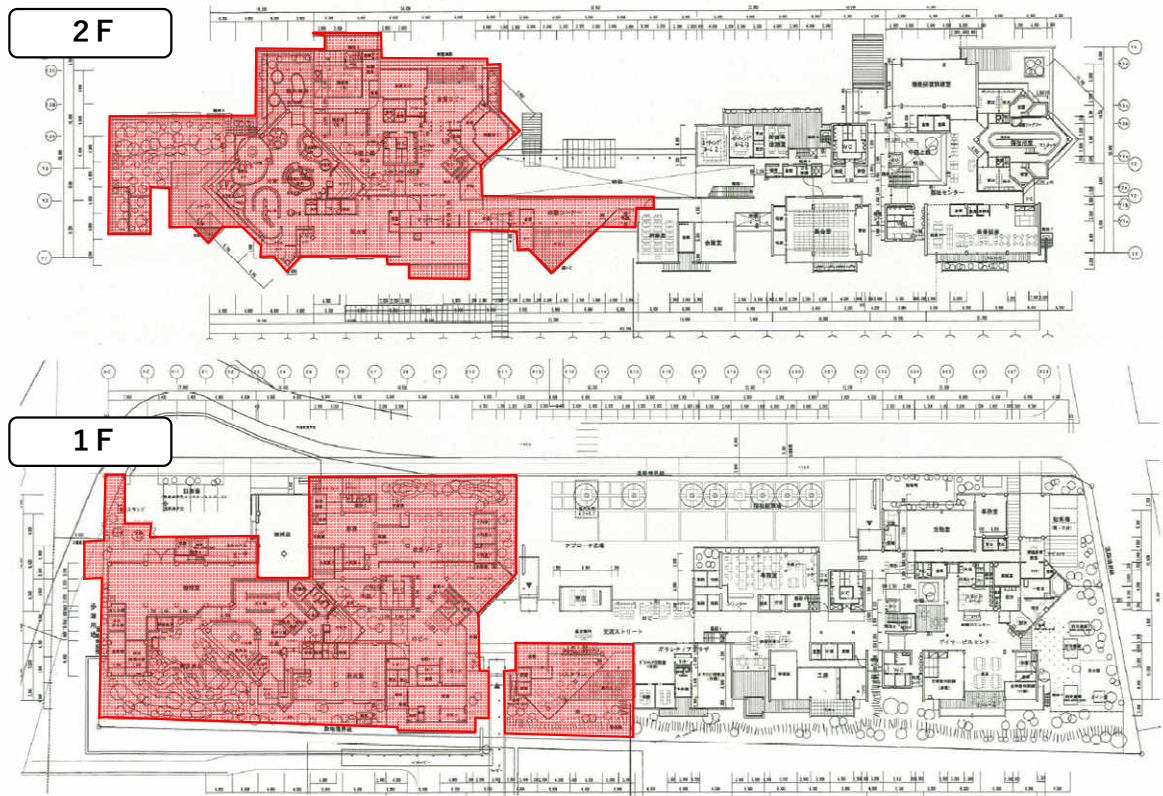
6 公共施設等運営権の存続期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 2 7 年 3 月 3 1 日まで

説 明

この案を提出するのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 1 9 条第 4 項に基づき、温泉交流施設運営事業における公共施設等運営権を設定するため必要があるからである。

配置図



議案の概要

1 設定の理由

株式会社G O Z Aは、温泉交流施設運営事業者選定委員会における審査の結果を踏まえ、優先交渉権者として選定された株式会社ミズプラが出資して設立する温泉交流施設運営事業のみを実施する株式会社であり、温泉交流施設の公共施設等運営権者として、温泉交流施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例で定める基準を満たし、適当と認められます。

2 設定の内容

(1) 公共施設等の名称

温泉交流施設

(2) 公共施設等運営権者

長久手市前熊下田 1 7 0 番地 1

株式会社G O Z A

(3) 公共施設等の立地

長久手市前熊下田 1 7 0 番地 1

(4) 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

ア リニューアル業務

イ 運営業務

ウ 維持管理業務

(5) 公共施設等運営権の存続期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 2 7 年 3 月 3 1 日まで

3 今後の影響

公共施設等運営権の設定により、設定された民間事業者が施設の運営を開始することができるようになります。